

いまこそ憲法を生かした 平和・人権・自治の埼玉へ



県民のみなさんへ

柴田 やすひこ

アベノミクスで「景気は緩やかに回復している」といわれますが、現実には「いつ解雇されるかわからない」不安定雇用、ブラック企業やブラックバイトという言葉が日常的に飛び交うほど、低賃金・長時間労働が蔓延し、非正規労働者については2000万人といわれています。6人に1人の子どもが貧困な家庭環境にあります。進学したくても家庭の経済事情であきらめる子ども、奨学金で進学しても、社会に出るときは数百万円の借金をかかえ、いまや2人に1人です。返済していきながらも、将来の豊かな生活を展望できる、まともな雇用も少なく、普通に生活できる賃金が保障される雇用も極めて少ないといわざるをえません。これから日本の将来を支える若者が、展望や夢も持てない社会が果たしてまともな社会といえるでしょうか。毎年県が実施する県政世論調査におい

ても、高齢者医療、福祉、雇用、子育てなどが「県政への要望」の上位を占めています。県民の切実な思いに寄り添う「ほんらい」の県政の役割を取り戻していくために全力を挙げていきます。

「福祉の心」を取り戻す

現状の解決は、県政が国の悪政の防波堤となり、国がやらないのならば、県が実施する、県が市町村を応援する。国が県民の暮らしを脅かす政治をすすめるのならば、県民とともにきつぱりとモノを言う、などの政治姿勢が重要だと考えます。かつて埼玉県も1972年から20年間、「革新県政」が続きました。この時代は、若者や子育て、中小企業支援など、様々な施策を県政と地方自治体が連携してつくってきました。なぜできたのか。そこには、行政に

「県民の目線・要求」に根差した「福祉の心」があったと思います。そしてその「福祉の心」の根本は、「憲法を守り、暮らしに生かす」ことにあると考えます。

「戦争する国づくり」を許さない

いま国政では、時の政権の憲法解釈で、日本を「海外で戦争する国」にしようとしています。今度の県知事選挙はこのことも大きな争点となるでしょう。安倍政権の暴走を許さない県政か、それとも安倍政権と根本的には変わらない県政か――。この争点は、県民の要求をひとつひとつ実現していくうえでも、「憲法を生かす」立場なのか否かが問われるからです。これは決して、国政だけのことではなく、県民の暮らしと命に直接かかわる課題です。

「あの戦争は正しかった」という間違った教育であったはなりません。しかし今、県内でも高校歴史教科書への県議会の圧力など、安倍政権と同じ、危険な流れが急速にすすんでいます。独立行政機関としての教育委員会として、決して看過してはならない問題です。安倍政権の暴走する政治にストップの意志を表す選挙として、奮闘していききたいと思えます。

県民の思いに寄り添って

いま、県民の多くは、安倍政権の「戦争する国づくり」への不安や心配をしています。同時に、「戦争はしたくない」と声をあげる若者、子育て中の方々など、かつてなく、その問題意識は広がっています。こうした不安や県民の思いに寄り添って応えていくことも県政の重要な役割だと思えます。言い換えれば、憲法を暮らしに生かす県政と直結する重要な課題です。私は、今回の県知事選挙では多くの県民にこのことを訴え、争点として明らかにし、「投票」に行こうという県民を広げていく決意です。

2015年6月23日

民主県政の会

県民参加の民主県政をめざす埼玉各界連絡会

〒330-0064 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館3階

TEL 048-799-3841 FAX 048-799-3847

E-Mail info@saitama-minsyukensei.jp

HP http://www.saitama-minsyukensei.jp/

(部内資料)

3つの転換

「戦争する国づくり」や「原発再稼働」など安倍政権の暴走政治に県民の明確な審判をください

「憲法を生かす」県政へ転換します

集団的自衛権行使容認の閣議決定と戦争法案の国会提出を強行し、「戦争する国」づくり突き進む安倍政権の暴走政治と憲法改悪を公言してはばからない上田県政に厳しい審判を下し、平和、民主主義、暮らしを県政運営の基本にする「憲法を生かす」県政への転換をはかります。

貧困と格差の拡大に歯止めをかけ

「住民の福祉向上」という

自治体本来の使命を県政

にとりもどします

「自立・自尊の埼玉」「共助社会づくり」の名で、福祉や教育に係る公的な助成やサービスの抑制・切り捨てを合理化する上田県政から、「貧困と格差」の拡大に歯止めをかけ、「住民の福祉向上」という地方自治体本来の使命に立った県政への転換をはかります。

教育現場への統制、押しつけをなくし

どの子どもも楽しく生き生き

と学び、豊かに成長できる

学校教育に転換します

教育現場に対する押しつけや統制をなくし、行政の本来の役割である教育条件の整備をすすめることで、全ての子どもたちが生き生きと学び、成長することができる学校教育をめざします。

5つの基本政策

安心してできる医療・介護・福祉で「健康・埼玉」を

(1) 医療や介護などに係る経済的負担を軽減します

国民皆保険の最後のトリゲといわれる国民健康保険税を滞納している世帯が全県で約25万5千世帯を数えるなど、高すぎる保険料(料)が高齢者や低所得者、自営業者の生活を圧迫しています。75歳以上の高齢者が加入する後期高齢者医療の保険料滞納者も約1万7千人にのぼっています。誰もが安心して医療や介護を受けられるように、保険料の減免制度の充実と併せ、市町村や県の一般会計からの繰り入れや補助金を増やして、被保険者の経済的負担を軽減します。

●国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減をはかります
●介護保険料の負担軽減へ市町村を支援します
●国保税の滞納者に対する保険証の取り上げをやめさせます
●75歳以上を対象にした医療費の無料化を検討します

(2) 医師不足の解消と医療機関の整備をはかります

本県は全国5位の人口(725万人)をかかえる大きな県ですが、人口10万人当たりの医師数は全国最下位の154.5人(全国平均237.8人)で、小児科や産科、外科の医師数も全国最下位クラスです。今後、人口が減少に転じるとしても、2030年には高齢化率が3割に達するとみられ、医療の現状をこのまま放置することは許されません。医療機関の整備とともに、医師をはじめ医療従

者の養成・確保に全力をあげ、埼玉の医療水準を早期に全国平均にまで引き上げます。

●小児科・産科・周産期医療の医師確保と医療体制の整備をすすめます
●県立大学への医学部設置を国に強力に働きかけます
●大病院や総合病院の誘致を積極的にはかります
●秩父など医療過疎地域の医師確保と救急医療体制の整備に県をあげて取り組みます

●県立小児医療センターの移転にあたっては、現在地に病院機能だけでなく小児救急医療も存続できるようにします
(3) 医療、介護、福祉に従事する労働者の処遇を改善します

介護報酬のマイナス改定(2・27%)によって、特別養護老人ホームなどの介護施設の経営が大きな打撃を受け、介護施設で働く介護労働者の賃金や介護サー

ビスの低下などが懸念されています。介護の人材確保のうえでも介護労働者の処遇改善が求められており、今回の改定はこれに逆行するものです。医療や介護、福祉を担う優れた人材を確保し定着をはかるために、処遇改善のための対策をこころじます。

●看護師の確保へ看護師養成・離職防止・復職支援などの対策を強化します
●介護労働者の処遇改善へ介護報酬の引き上げを国に求めるとともに、県独自の対策を講じます
●社会福祉施設で働く職員の処遇改善補助を復活し、職場への定着をはかります

(4) 介護施設、高齢者住宅の整備などをすすめるための取り組みを支援します

特別養護老人ホームへの入所を希望しながら入所できない高齢者は県内で約1万7千人を数え、入所希望者の増加に施設整備が追いつかないのが現状です。一方、高齢を理由に民間賃貸住宅への入居が断られるなど、高齢者の住まいの確保が脅かされています。高齢者が安心して老後を送れるように、特養ホームをはじめとした介護施設の整備、高齢者が安心して暮らせる住宅の確保につとめます。

●公営住宅の増設や家賃補助制度の創設で、高齢者の住まいを確保します
●空家の除去対策や住宅困窮者を受け入れる空家の改修工事に対する助成を市町村と協力して実施します

(5) 障害のある人の相談・住宅・介護・医療システムを整備し、障害者が安心して暮らせるまちづくりをすすめます

障害者総合支援法は、市場原理・競争原理をベースにした自立支援法「延命」法です。1割の定率負担は残され、低所得世帯は無料とされたものの、負担上限額は変わりません。障害者が安心して暮らせる社会は、すべての人に生きやす

い社会です。障害者とその家族のための住宅・介護・医療システムを整備し、全ての障害者の生存権が保障され、安心して暮らせる社会をめざします。

●重度心身障害者医療助成制度や在宅重度心身障害者手当に導入された年齢制限を撤廃するとともに、精神障害者2級までを対象とします
●身体障害者療養施設や重症心身障害児施設、知的障害入所更生施設などの入所・通所施設の建設を計画的に推進し、入所待機者の解消をはかります
●地域にグループホームやケアホームなどを増設し、在宅での訪問支援を拡充します

●精神障害者の社会復帰施設や地域生活支援センターの整備を推進します

●ひとり親家庭や生活保護世帯などを対象に「子どもの貧困」実態調査を行い、実効ある対策を立案し推進します
●子ども医療費に対する県の補助を現行の就学前から入通院とも中学校卒業まで引き上げ、市町村の子ども医療費の

子どもの貧困実態調査を行い、福祉、医療、教育のセーフティネットを構築します
●子どもの健やかな成長を保障する「子ども・子育て健やか条例」(仮称)をつくり、県民参加で総合的な対策を推進します

子どもの健やかな成長で明るい埼玉の未来を

(1) ひとり親家庭や生活保護世帯への援助を強めるなど「子どもの貧困」を解消します

日本の子どもの貧困率は過去最悪の16.3%(2012年)になりました。

貧困率は、OECD加盟国34か国中ワースト10という深刻さです。なかでもひとり親家庭世帯で、相対的貧困率が54.6%にもおよんでいることは重大です。貧困の連鎖を断ち切り、子どもたちの豊かな成長と明るい未来を保障するために、子

無料化を18歳まで拡大します

●給食費や教材費などを助成している市町村への財政支援を行います

●生活保護世帯の子弟を対象にした無料学習塾を充実し、高校進学を支援します

●児童相談所の増設と職員増員をはかることも、虐待を受けた子どもを一時保護する児童養護施設を増設します

(2) 公的保育の充実で、安心して預けられる保育・学童保育を保障します

本県の合計特殊出生率は1・29と、全国で4番目の低さです。少子化傾向に歯止めをかけるには、子どもを産み育てる環境づくりが欠かせません。しかし、認可保育所への入所を希望しながら入所待ちとなっている待機児童は4767人(2014年4月1日現在)にのぼります。保育所の増設を民間任せにするのではなく、公立保育所を含む認可保育所の増設のため、県独自の助成制度もつくり進めます。

●認可保育所の整備を中心に保育施設の増設をはかり、待機児童を解消します

●公立保育所の運営費・建設費に対する国庫補助の復活を国に強く働きかけます

●大規模学童保育クラブの分離・分割を推進します

●学童保育指導員の処遇改善のための県費助成を拡充します

(3) 教育条件の整備で、子どもたちの生きいきした学びを保障します

本県の教員1人当たりの児童・生徒数は小学校が19・0人(全国平均16・0人)、中学校が15・9人(同13・9人)、高校が15・9人(同14・1人)と、教員数に比べ児童・生徒数が多いのが特徴です。「子どもたちに行き届いた教育を」と始まった少人数学級は小学校低学年と中学校1学年にとどまったままで、上田知事は「少人数学級は必ずしも評価していない」として少人数学級の拡大に消極的です。

一方、障害をもつ子どもたちが通う特別支援学校は、教室を衝立で半分仕切って使うなど、教室不足が深刻です。教育行政については、教員や学校現場に対する管理・統制の強化ではなく、教育条件の整備で、子どもたちが伸び伸びと学び成長できる環境をつくることに力を入れます。

●35人学級を小学校3年から中学3年まで年次進行で実施します

●特別支援学校の増設で教室不足や校舎の過密化を解消します

●県立高校のエアコン設置を計画的にするすめるとともに、小・中学校のエアコン設置を促進します

●いじめや不登校対策のためのスクールカウンセラーの配置について拡充をはかります

●養護教諭の複数配置基準を緩和するよう国に強く求めるとともに、県独自の加配をおこないます

●教科書採択にあたっては、現場の声が

「地域の力」で持続ある 埼玉経済と雇用の安定を

(1) 中小企業振興基本条例を生かした中小企業振興策を推進します

中小企業は県内企業数の99・9%、働く人の8割以上を占めるなど、埼玉経済の根幹を担っています。大企業が多くが生産拠点を海外に移すなかで地域に根をおろし、モノづくりやサービスでの需要にこたえ雇用を生み出している中小企業の役割はますます大きくなっています。この中小企業が元気になることで、埼玉経済再生の道がひらかれます。

●県中小企業振興基本条例にもとづく中小企業施策を県民参加で企画・立案し推進します

●製造業、建設業、伝統・地場産業、商業など分野別・業種別の振興計画を策定し、施策の展開をはかります

●環境・福祉・医療など、社会的ニーズにこたえた製品開発やサービス提供、

反映できるようにします

(4) 経済的な不安がなく学校生活を送れるように就学支援制度を充実します

国は公立高校の無償化や私立高校の就学支援金制度を廃止し、所得制限を導入した就学支援金制度に変えてしまいました。低所得者に対して授業料以外の教育費に充てるための高校生等奨学金給付金制度が始まりましたが、非課税世帯に限定されています。大学生や高校生が経済的な不安がなく学校生活を送れるように就学支援制度を充実します。

●給付型奨学金制度の創設を国に働きかけるとともに、県独自の制度を創設します

●国に対して高校無償化の復活を強く働きかけます

●私立学校運営費補助単価の増額につとめます

販路拡大などを支援します

(2) 農林業を地域経済の柱に位置づけ、食料と豊かな環境を守ります

埼玉農業は、農業総産出額が2012億円で全国18位に位置し、なかでも野菜は全国6位の生産額を誇り、首都圏に新鮮な野菜を供給する一大産地となっています。上田知事は「TPPへの参加は避けて通れない」として、農業分野でも国際競争力の強化をうたっています。県の試算でもTPPへの加入で埼玉の農業生産額は587億円減少すると予測されています。中山間地の農業を含め、埼玉農業は新鮮な農産物を首都圏の市場に供給するだけでなく、環境保全のうえでも重要な役割をはたしており、これを埼玉の基幹産業に位置づけて総合的な振興対策をこころじます。

●食料自給率の向上、大小多様な農業経営を基本にした「埼玉県食料・農業基本計画」をつくり、埼玉農業の多面的な発展につとめます

●新規就農奨励給付金制度をつくり、農業後継者の育成をはかります

●生産緑地の要件の緩和、相続税納税猶予制度の維持、市民農園や屋敷林などへの農地評価の適用を国に働きかけながら、都市農業の振興をはかります

●食料主権、農業と地域経済を脅かすTPP(環太平洋経済連携協定)参加に断固反対します

●公共施設や公共土木事業における県産木材の活用を積極的にすすめることに、住宅建設への補助制度を設けます

●木質バイオマスの活用拡大など、木材資源の多面的な利用をはかります

(3) 地域のコミュニティを担う商店街の振興につとめます

郊外型大型商業施設や駅ナカ店の無秩序な進出の結果、県内小売業商店数はこの5年間に約6500店減少し、大型店の店舗面積のシェアは64・6%(2014年)を占めるにいたっています。商店街の衰退は、高齢者を中心に大量の「買い物難民」をむだけなく、地域のコミュニティの崩壊や治安の悪化を招くこととなります。大型店の出店を規制するとともに、商店街の活性化を図るため市町村と協力してきめ細かな対策をとります。

●大型商業施設や駅ナカ店の無秩序な出店・撤退を規制する新たな法律の制定を国に強く働きかけるとともに、県独自のガイドラインをつくります

●制度融資や後継者対策、経営など地域商店の相談にきめ細かく対応できる体制を整えます

●商店街活性化条例を改正し、商店街活性化プランの策定を条例に位置づけます

●家族従業員の給与を必要経費として認めるよう国に働きかけます

(4) 公契約に係る適正な賃金・労働条件の確保をはかります

本県の建設業は、事業所数で11・3%、従業者数で7・0%を占めるなど、本県

経済において重要な役割を果たしています。しかし、重層の下請け構造による「中抜き」の常態化やダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが技能労働者の賃金低下と若者の入職離れを引き起こしています。昨年成立した担い手3法(改正品質確保法、改正建設業法、改正入札契約法)によって公共工事の品質確保へ「現在および将来にわたる技能労働者の担い手確保」と、「それを保障するための適正な利潤の確保」が発注者に義務づけられました。この法の趣旨を踏まえ、元請

企業と適正価格で契約し、元請間においても適正な契約が行われるよう指導を徹底し、公契約における適正な賃金・労働条件の確保をはかります。

●公契約条例を制定し県の仕事を受注した企業で働く労働者の適正な賃金と労働条件を確保します

●県発注公共工事を生活密着型へ転換させ、最低制限価格の引き上げ、失格基準の整備、総合評価制度を改善し、県内建設業者への受注拡大につとめます

●若者の建設業入職離れを解消するため、技術技能の継承、建設業退職金共済制度の徹底をはかります

●自治体で働く非正規労働者の賃金を引き上げ、官製ワーキングプアをなくします

(5) 最低賃金の大幅引き上げと正規雇用の拡大をはかります

埼玉県の有効求人倍率は今年4月で0・78倍と、沖縄県の0・80倍を下回り依然として厳しい雇用環境が続いています。また、非正規労働者の割合が増え続け、企業全体で30・5%、大企業では43・4%、女性では45・3%と高い割合になっています。(2014年度埼玉県就業実態調査)最低賃金は昨年10月1日から17円引き上がり802円となりましたが、東京都に比べ86円もの格差があります。非正規労働者の正規化を促進するとともに最低賃金を大幅に引き上げ、人間らしく生活できる労働条件を確立します。

●社会保険料の軽減など中小業者への支援をはかりながら最低賃金を時給1000円以上に引き上げるよう国に働きかけます

●県内の大企業に対して、非正規労働者の正規化、新規卒業者の計画的な採用を働きかけます

●臨時的任用教職員の処遇改善とともに、正規採用枠を大幅に増やして臨時的任用教職員の削減をはかります

(6) ブラック企業・ブラックバイトの規制、過労死防止、男女格差是正のため、県の労働行政を強化します

若者をはじめ働く人を過酷な労働に追い込んで、モノのように「使い捨て」「使いつぶす」ブラック企業・ブラックバイトが大きな社会問題となっています。また、厚生労働省の過労死基準(月80時間以上の残業)をこえるような残業や、深夜労働・交代制労働、過密労働が常態化しています。労働時間を短縮し、男女賃金格差を是正することで、ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女ともに仕事も家庭生活も両立できる社会をめざします。

●ブラック企業やブラックバイトを規制する法律の制定を国に強く求めるとともに、県独自の条例をつくります

●埼玉労働局と連携しながら、異常な長時間労働やサービス残業、女性に対する昇給・昇格差別などに関する企業への指導・監督を強化します

(7) 消費税の再増税に反対するとともに、食料品非課税の実施を国に求めます

消費税の税率が5%から8%に引き上げられた昨年4月以来1年間の国内総生産(GDP)は、実質で1%のマイナスになり、消費税の増税が国民の暮らしと経済に破たんをもたらしています。安倍政権は、景気に関係なく再来年4月に先送りした消費税10%への増税を実施する構えですが、これでは、消費税増税などによる物価上昇に勤労者の賃上げが追いつかず、地域経済の再生も期待できません。消費税の再増税に反対するとともに、食料品非課税の実施を強く国に要求します。

「脱原発」宣言 人にやさしく災害に強い埼玉を

「脱原発宣言」をおこない、原発再稼働、原発輸出に反対します

福島原発事故は、原発が抱える危険性と事故被害の深刻さを明らかにしました。いま日本は、原発を再稼働させ原発依存社会を続けるのか、再稼働を許さず「原発ゼロの日本」にすすむのか、大きな分かれ道に立たされています。埼玉から「脱原発」を宣言し、原発の再稼働と輸出に反対の声をあげます。

（2）原発に依存しない再生エネルギーの開発を推進します

日本のすべての原発が停止して1年7カ月がたちますが、それでも電力不足はどこにも起きていません。日本社会は、「原発ゼロ」でも立派にやっていけることを、国民自身が証明しています。再生可能エネルギーや省エネの技術開発と普及こそ、日本経済や産業・地域経済に明るい未来を開きます。

●「自然(再生)エネルギー促進条例」(省エネ促進条例)を制定し、英知を結集して効率的な脱原発エネルギー政策を立案し、推進します

●自然エネルギーによる発電施設や省エネ住宅の普及などをはかります

●中小企業の省エネルギー施設や再生可能エネルギー施設の整備を促進するため支援を強化します

（3）大規模災害に備え、公共施設や住宅の耐震化など地域の防災対策を強化します

埼玉県地震被害想定調査によれば、南関東地域で今後30年間に東京湾北部または茨城県南部を震源地とするM7級の地震が発生する確率は70%とされ、家屋の全壊1万3380棟、半壊4万2743棟、死者が最大で585人、負傷者7215人などの被害が想定されています。

阪神淡路大震災では、倒壊した家屋の下敷きになって亡くなった方がほとんどでした。大規模地震による被害を未然に防ぎ、最小限に食い止める予防原則に立つて、震災予防計画を見直し、住宅の耐震化など予防対策を強化します。

●住宅の耐震化や耐震補強に対する市町村の補助制度を支援します

●学校や福祉施設、病院などの公共施設の耐震化や耐震性貯水槽の整備を促進します

●消防本部の合併・広域化を押しつけることなく、消防力の強化、消防職員の増員がはかれるよう市町村の取り組みを支援します

●富士山や浅間山などの火山災害に備え「地域防災計画」を見直します

（4）安全と防災、公共性を重視した人にやさしいまちづくり・交通体系をめざします

ダム建設や高規格幹線道路の整備、スーパー堤防の建設など、大型公共事業に多額の国費や県費が投入される一方で、歩道や自転車道、公園、生活道路の整備、交通安全施設の整備などは立ち遅れたままです。これらの生活に密着した公共事業に力を入れるとともに、既存の社会資本の耐震化対策や老朽化対策などにより、安全で人にやさしいまちづくり・交通体系をめざします。

●シルバーパスやタクシー券の発行など、公共交通機関を利用する高齢者や障害者の負担を軽減する市町村を支援します

●市町村が運営するコミュニティバス路線の整備などに対する財政支援を強化します

●高規格幹線道路の整備などモータリゼーション推進・クルマ優先の道路行政を見直し、生活道路や自転車道、歩道、駐輪場の整備など人と環境にやさしい道路行政に改めます

●道路、橋りょう、上下水道、通信、ガスなどインフラの老朽化対策の「長期計画」を策定して事業者と連携して必要な補修・改善・更新をすすめます

●駅ホームへの転落防止柵の設置やエレベーター、エスカレーターの設置、段差の解消など、障害者や高齢者にやさしい街づくりをすすめます

（5）「住宅は福祉の土壌」——高齢者や障害者、低所得者が安心して暮らせる住宅を確保します

埼玉県の公営住宅率は1.4%(2014年3月末現在)で、全国最下位です。このため、県南、県東地域の県営住宅入居倍率は毎年5〜7倍という高い倍率で、高齢者や障害者、子育て世代など多くの住宅困窮者がいるにもかかわらず、その需要にこたえできていません。住宅供給をもつばら民間市場に任せてきたこれまでの住宅政策を転換し、公営住宅の建設を促進します。

●公営住宅の建設・建て替えや民間賃貸住宅の借り上げで、高齢者や障害者、ひとり親家庭などの住まいを確保します

●高齢者や障害者、低所得者向けの民間住宅家賃補助制度の導入を検討します

●公営住宅などの公的賃貸住宅へのエレベーター設置などバリアフリー化を促進します

●県として住宅リフォーム助成制度を創設し、住宅の耐震化や老朽化対策、バリアフリー化など安全で快適な住宅の改修につとめます

（6）公害のない環境重視・資源循環型の埼玉をつくります

県内の廃棄物排出量は一般廃棄物、産業廃棄物とも年々減少傾向にはあるものの、産業廃棄物の最終処分率は1.4%(2012年度)と、そのほとんどを県外に依存しています。また、不法投棄や産廃ゴミの山も後を絶たず、産廃ゴミの山は74か所(3000m以上)を数えまます。排出事業者がゴミの減量を促すとともに、ゴミのリユース、リサイクルを促進し、資源循環型の埼玉をめざします。

●産業廃棄物の不法投棄を厳しく取り締まることも、産業廃棄物の減量計画を県内大手事業所に義務づけまます

●都市近郊緑地を開発から守るとともに、都市部に残されている貴重な山林や屋敷林についても積極的な保全対策をこころじます

安倍政権の暴走政治ストップ！ 憲法生かす県政を

（1）憲法と地方自治を基本にした県政運営をすすめます

9条の平和条項に限らず生存権を定めた25条、幸福追求権をつたった13条をはじめ、世界でも先駆的で豊かな人権条項をもつ日本国憲法を順守し、憲法の平和・人権・民主主義、地方自治の原則を県政の各分野に生かし、清潔で公正、県民本位の県政をすすめます。

●憲法記念日の県民集会を復活し、憲法の啓発に努めます

●県職員削減の検証を行うとともに、県行政のムダをなくし、県民福祉の向上に役立つよう県庁改革をすすめます

●県民と知事とが話し合う「県政懇談会(仮称)」の開催や審議会への一般県民枠の設定など、県政の各分野での県民参加を推進します

●市町村の自主性を尊重する県政をすすめます

●個人情報保護法が「マイナンバー(社会保障・税番号)」制度は、国による国民監視の強化・プライバシーの侵害であり、情報流出のリスクを高めるものであって、制度の廃止を国に求めます

（2）過去の侵略戦争と植民地支配の反省のうえに未来を志向して、アジア諸都市との友好関係を強化します

過去の侵略戦争と植民地支配を美化し、戦争への反省を「自虐史観」と誹謗する政治家が県政のトップではアジア諸国や姉妹友好州省との真の友好親善関係を築くことはできません。日本の侵略戦争と植民地支配の歴史を子どもたちに正

が欠かせません。県民のだれもがスポーツ・文化・芸術に親しめるように環境整備につとめます。

●子どもたちの芸術鑑賞に接する機会を増やすため、学校での芸術鑑賞教室の開催を支援します

●文化振興基金を大幅に増やし、地域文化団体の活動や、伝統芸能団体の活動への支援を強化します

●子どもたちの心身の健康と基礎体力・運動能力の発達を促すため体育・スポーツ教育の環境整備に力を入れます

●多くの県民が気軽に文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、市町村と協力して文化・スポーツ施設の整備をはかります

●県立の美術館や博物館、芸術劇場、図書館などの予算を増額し、学芸員や書など専門家の配置・育成につとめます

（5）社会でも家庭でも男女平等を実現する埼玉をつくりまます

国連女性差別撤廃条約が1979年に国連で採択されてから今年で36年、日本が批准して30年を迎えます。この間、働く女性が350万人増加するなど、さまざまな分野へ女性の進出がひろがっています。にもかかわらず女性の政治・政策決定参加でも、雇用の平等でも、実質的な改善は十分にはすすんでいません。安倍首相が「成長戦略」に掲げる「女性の活用」も、財界の要請にそって少子化による労働力不足を安上りに補おうという戦略でしかありません。妊娠・出産しても働き続け、男女がともに家庭・子育てに責任をもてる社会をつくるために全力をあげます。

●県の審議会や管理職への女性の登用を積極的にはかりまます

●急増するドメスティック・バイオレンス(DV)、ストーカー被害、セクシャルハラスメントなどをなくすため、相談・一時保護・生活再建などの体制を整えます

●初等、中等教育における男女平等教育を推進します

●性的少数者の人権を尊重する施策を推進します